

令和4年4月8日

都道府県ソフトボール協会
理事長・事務局長 様

公益財団法人日本ソフトボール協会
指導者委員長 大井 義文
総務委員長 瀬戸山 章
<公印省略>

公認指導者資格の制度改定に伴う周知事項について

標記の件に関しまして、令和2年2月2日開催の理事会において審議・承認とされました公認ソフトボール・スタートコーチ資格の導入により、令和4年度からの指導者資格の適用について、以下の通り運用いたしますことを改めて周知させていただきます。

(周知事項)

1. 当協会主催の公式試合(都道府県予選大会・地区予選大会を含む)に出場するチームの監督・コーチは、原則として、当協会公認指導者規程「第2条」(指導者の種類)に定める有資格者でなければならない。ただし、監督・コーチが資格を有していない場合においては、チーム内に有資格者(監督代行になり得るもの)がいなければならない。

※上記「第2条」とは、

- ①公認ソフトボール・スタートコーチ
- ②公認ソフトボールコーチ1
- ③公認ソフトボールコーチ2
- ④公認ソフトボールコーチ3
- ⑤公認ソフトボールコーチ4
- ⑥(公認ソフトボール準指導員)

※上記⑥(公認ソフトボール準指導員)に関する注意事項について

この「準指導員」資格認定制度については、令和3年度をもって廃止が決定されています。また、令和3年度(最終年度)に準指導員資格の認定を実施した場合の適用期間(資格有効期間)に関しては、認定・登録年度を含め4年間となります。従いまして、公認コーチ1資格に移行される場合には速やかに共通科目Iの受講を行うよう準指導員資格所持者に対しまして周知をお願いします。

※上記以外で「指導者対象講習会」については、令和3年度をもって廃止が決定されています。また、令和3年度(最終年度)に指導者対象講習会を修了した場合の適用期間(暫定資格有効期間)に関しては、指導者対象講習会修了日から1年となります。

2. 国民体育大会の監督は、公益財団法人日本スポーツ協会「公認ソフトボールコーチ1」「公認ソフトボールコーチ2」「公認ソフトボールコーチ3」「公認ソフトボールコーチ4」のいずれかの資格を有すること。
3. 当協会主催の公式試合（都道府県予選大会・地区予選大会を含む）に参加するために必要となる資格。

◎公認ソフトボール・スタートコーチ以上の資格適用種別（種目）

・生涯種別

（小学生、中学生、エルDEST、エルダー、レディース、壮年、実年、シニア
ハイシニア、一般男子、教員）

・学生種別

（高校）

※学生種別（高校）で、国民体育大会に出場する監督は公認コーチ1以上の資格が義務

※公認ソフトボール・スタートコーチ資格は、原則所持者とするが受講本申込手続完了の
者も現状同様の扱いとする。

◎公認コーチ1以上の資格適用種別・種目

・競技種別

（クラブ、実業団チーム）

・学生種別

（大学）

※学生種別（大学）で、学生が監督をする場合には公認ソフトボール・スタートコーチ
資格を可とする。

以上